広報やまこし

発行所
新潟県古志郡
山古志村役場
電話 竹沢局
17 23 78

印刷所
大川印刷所

主な記事

○国民年金の所得比例制度
○国勢調査に協力を
○きびしくなった道交法
○台風に備えて
○米の生産調整の結果
○竹沢チーム逆転優勝

7月の村の人口

=45年7月末日現在=

世帯数	1,084	
人口	4,679	男 2,296人　女 2,383人
出生	2人（男0・女2）	死亡 2人（男1・女1）
7月の住民移動	転入 10人（男3・女7）	転出 9人（男7・女2）

国民年金

月八百円で年十五万円受給
所得比例制度…十月から発足

昨年行なわれた国民年金法の改正によって国民年金にいわゆる所得比例制度が取り入れられ、十月からいよいよ所得比例保険料の納付が始まります。

定額プラス比例分

この制度は、余分に保険料を納めてもよいから、その分だけ多く年金を受け取りたいという国民年金加入者からの強い要請に沿って新しく設けられたものです。定額保険料四百五十円のほかに、三百五十円の所得比例保険料をそれぞれ二十五年納めたときは、定額部分九万六千円の年金額に五万四千円の所得比例部分の年金額が加算され、合計十五万円が六十五歳から老令年金として支給されます。国民年金の加入者であれば、だれでも所得比例制度に加入できますが、所得がない者や保険料を納めることが免除されている者は加入できません。

有利な前納制度も

所得比例保険料を納めようとするときは、加入の申し出を役場にします。加入すると定額保険料四百五十円と定額保険料四百五十円に合わせて、所得比例保険料三百五十円を納めることになります。つまり両方合わせて八百円を毎月納めます。納め方はこれまでの定額保険料の納め方と同じで、将来の保険料をまとめてあらかじめ納めておくこともできます。これを保険料の前納といい、前納するといちいち保険料を納める手数が省けるし、納め忘れたりすることもなく、その分だけ保険料の納付額は安くなります。

なお、所得比例保険料を滞納すると所得比例制度を脱退したものとして取扱うことになっていますから、滞納のないよう注意してください。

夫婦で月一万余円

次に、所得比例制度に加入した場合の老令年金の額は、定額保険料相当部分は一月について三百二十円、所得比例保険料相当部分は一月について百八十円で計算されます。たとえば、夫婦とも国民年金に加入しており、そのうち夫が所得比例制度に加入した場合、夫婦で受けるべき老令年金の額は、二十五年間の保険料を納めた場合には、夫の分は前述のように十五万円、妻の分は九万六千円、合計二十四万六千円となり、夫婦で月に二万五百円の年金が受けられることになります。

また、国民年金と厚生年金など他の年金制度の加入期間とを合わせて受ける通算老令年金の額も、これと同じように計算されます。

しかし、障害年金、母子・準母子年金、遺児年金には所得比例分の加算はつきません。

夫が所得比例制度に加入した場合の夫婦で受ける老令年金額の例

保険料納付期間		定額分	所得比例分	計
25年納付合算の場	夫	96,000円	54,000円	150,00円
	妻	96,000	−	96,000
	計	192,000	54,000	246,000
30年納付合算の場	夫	115,200	64,800	180,000
	妻	115,200	−	115,200
	計	230,400	64,800	295,200
40年納付合算の場	夫	153,600	86,400	240,000
	妻	153,600	−	153,600
	計	307,200	86,400	393,600

国勢調査に理解と協力を
今月下旬にお伺いします

第十一回めの国勢調査が十月一日現在で全国いっせいに実施されます。

すでに先月号でもお知らせしたように、国勢調査はわが国の人口をもれなく重複なく調べ、国や県、市町村の政治や行政に直接役立つ資料をつくる、もっとも基本的なしかも大規模な調査です。

今月下旬には内閣総理大臣から任命された二十二名の調査員が、それぞれ担当区域ごとに各世帯を訪問して調査票の記入をお願いすることになっていますのでご協力をお願いします。

調査事項は……

調査することがらは次の二十二項目にわたっています。

①氏名　②世帯主との続き柄　③男女の別　④出生の年月　⑤国籍　⑥配偶の関係　⑦結婚年数（いままでに生んだ子供の数）　⑧現住居に入居の時期　⑨前住地　⑩教育　⑪仕事をしたかどうか　⑫従業上の地位　⑬勤め先、業主などの名称と事業の種類　⑭本人の仕事の種類　⑮従業地または通学地　⑯従業地または通学地までの利用交通手段　⑰世帯の種類　⑱住居の種類　⑲住宅の居住室数　⑳居住室の畳数　㉑家計の取入の種類

秘密は守られる

国勢調査は、このようにいろいろ調査しますが、個人の秘密をもらしたり、統計以外の目的、たとえば税金の資料などに使うことは法律で堅く禁止されていますので、安心してありのままの姿を申告するようお願いします。

国勢調査の調査員

氏名	担当区域
坂牧　兼松（下村）	
小川　作男（上村乙）	
湯本　徳一（中外）	
坂牧太郎七（上村甲）	
横沢　一義（中下）	
坂牧　菊松（大谷池）	
橋　福壱（寺野）	
長島　源佐（虫亀三・四）	
峠村　幸一（虫亀六・七）	
平沢　宏一（虫亀一・二）	
松田　正夫（虫亀五・八）	
青木　輝一（油夫・山中）	
小池　三治（桂谷）	
高野　義隆（下村・大内）	
岡本源次郎（岡内平・高洲）	
星野　丑松（二丁野・向田）	
小池関之重（池谷）	
畔上清四郎（楡木）	
五十嵐　務（大久保）	
関　幸作（梶金）	
畔上　喜一（木籠）	
増田喜之栄（小松倉）	

飲んだだけでも処罰
〝トラ運転〟なくす風習を

道路交通法が改正され、さる八月二十日から飲酒運転に対する罰則がいっそう重くなりました。

交通事故による死者のうち八・七%は飲酒運転の犠牲者といわれています。この今回の改正により、点数制による減点もこれまでの九点から十二点となった。③運転者は警察官による呼気検査を受ける義務がある――などときびしいものになっています。

また、飲酒運転を命令したり認めたりした事業主（管理者）も運転者と同様に罰せられ、一般では飲酒運転する恐れがある者に酒類を提供した人、飲酒をすすめることも禁止されています。

これは〝トラ運転〟ではねきみ運転に次ぐ交通悪であり、飲酒運転の全面禁止はこれを宣言することによって「飲んだら乗るな、乗るなら飲まるな」という常識的な交通ルールを運転者だけでなく、すべての人に社会風習として定着させようとするのがねらいである。

収穫期にはいり酒を飲む機会がふえてきます。そして悲惨な交通事故はちょっとの油断からおきています。

あなたの好意の一杯が大きな事故を招きます――。

運転する人もしない人も〝飲酒運転〟はいっさいしない、させないという社会風習をつくりだすよう常にこころがけましょう。

きびしくなった道交法

あなたのすすめた一杯の酒が
悲惨な事故を招きます

「酒気帯び運転」や「酒酔い運転」の区別はなく、いっさいの飲酒運転が禁止されることになりました。

罰則も①酒気帯び運転＝五万円以下の罰金、②酒酔い運転＝懲役二年以下または五万円以下の罰金となり、点数制による減点もこれまでの九点から十二点となった。③運転者は警察官による呼気検査を受ける義務がある――などときびしいものになっています。

また、飲酒運転を命令したり認めたりした事業主（管理者）も運転者と同様に罰せられ、一般では飲酒運転する恐れがある者に酒類を提供した人、飲酒をすすめることも禁止されています。

これは〝トラ運転〟ではねきみ運転に次ぐ交通悪であり、飲酒運転の全面禁止はこれを宣言することによって「飲んだら乗るな、乗るなら飲まるな」という常識的な交通ルールを運転者だけでなく、すべての人に社会風習として定着させようとするのがねらいである。

収穫期にはいり酒を飲む機会がふえてきます。そして悲惨な交通事故はちょっとの油断からおきています。

あなたの好意の一杯が大きな事故を招きます――。

運転する人もしない人も〝飲酒運転〟はいっさいしない、させないという社会風習をつくりだすよう常にこころがけましょう。

将来を考えると得

所得比例制度の加入は任意ですから、八百円の保険料を納めることができなくなったときは、所得比例制度を脱退することができます。脱退しようとするときは加入のときと同じように脱退の申し出を役場にすればよいわけです。

しかし、将来の生活のことを考えると、多少無理でも脱退しない方が得と考えていいでしょう。

季節の話題

九月は長月（ながづき）といい「夜長月」がつまって長月になったといわれる。

知らせお知らせ

▼手帳「にいがた」の予約募集中です

新潟県統計協会では昭和四十六年版の手帳「にいがた」の予約募集を行なっています。

この手帳はタテ二五ミリ、ヨコ七五ミリの大きさで名刺入れ、定期券入れ付きで二四二ページ。

内容は毎月の行事予定表や日記になっているほか、最新の県、市町村政資料が豊富で、使って重宝な名簿や便覧もたくさん収録されています。希望者はお申し込みください。

価格　一部　百二十円
申込み　九月二十日まで
に役場企画係へ
（総務課）

▼いたずら電話をなくに…

使用料金は期間内に…

電話の普及とともに、まだ、ものずきしいせいか、子どもによるいたずら電話が多く、交換作業に支障をきたし一般利用者に大きな迷惑をかけています。

とくに農集電話加入のみなさんは、子どもたちに注意を与えるとともに、正しい使用方法などについてご指導をお願いします。

また、電話使用料金は毎月十日までに納めることになっていますので、期限を忘れないようにお願いします。

なお、期限後二十日間を経過すると使用が停止されますので、とくにご注意ください。

（郵便局）

▼通帳などが新様式に

郵便局では貯金、為替などの現金取扱事務をより良く、正確に行なうため、八月六日から窓口会計機を使っています。

これにともない貯金通帳はポケット型になるなど、通帳、証書類が新しい様式になりました。いままでの貯金通帳もそのまま使用できますが、貯金などを伝票に書いていただくことになります。

（郵便局）

▼簡易局でも福祉年金を支給……

九月から福祉年金は虫亀と東竹沢の簡易郵便局でも支払うことになりました。

これまで福祉年金は普通の郵便局だけで扱っていたため、局に遠い地域の人たちから改められたもので、今月の支払日から近くの簡易郵便局で受け取ることになったわけです。

（住民課）

▼国民年金の標語を募集

明るい暮らしと豊かな老後を願う国民年金では、次の要領で標語を募集しています。

募集要領

テーマ＝国民年金のもつ役割りを明るく表現した標語

応募資格＝新潟県民ならだれでも応募できる

締め切り＝九月三十日あて先＝〒九五一）新潟市学校町一番地　新潟県民生部国民年金課「標語募集」係あて

入選発表＝十月中旬

金賞一点賞状ならびに五千円程度の賞品・銀・銅賞各一点、賞状ならびに三千円程度の賞品・佳作五点、千円程度の賞品

なお、入選者への通知は賞状ならびに賞品の発送をもってかえる。

応募上の注意＝①応募作品は別作に限り、応募点数に制限はない。②応募方法は官製はがきを使用し、住所、氏名、職業、年令、性別をはっきり書くこと。③作品は国民年金課に属し返却しない。

（住民課）

▼役場人事異動

村の職員に次のとおり異動がありました。

八月十日付採用

佐藤佐枝子（総務課）
松崎武雄（産業建設課）

▼健康あんない

▽子宮ガンの集団検診

ガン検診車による子宮ガンの集団検診を実施します。恐ろしいガンも早く発見して早く治療すれば予防できる病気です。多数の方々の受診を望んでいます。

○期日と会場

九月十七日　十時～十一時＝虫亀小、十時～二時＝竹沢小
九月十八日　十時～二時＝種苧原小

○検診料　一人二百円を当日受付で徴収します

（住民課）

台風に備えて
家庭での防災対策

いよいよ台風シーズンにはいりました。

過去においても洞爺丸、狩野川、伊勢湾、第二室戸台風などとよばれた大きな台風はみな九月の中旬以後に発生し、大きな被害を与えています。一般的に風速が二十米をこえると被害が出はじめ、三十米以上になると家屋が倒れたり、樹木が根こそぎになるなど被害はますます大きくなります。

第2室戸台風による被害　(36. 9.16)

また、台風が日本に接近または上陸するような場合は豪雨をともなうことが多く、土砂くずれや河川があふれる心配もあります。

台風期にあたり各家庭でも適切な備えと心がまえによって被害を最少限にとどめる努力をしましょう。

台風の接近に備えて

①窓や雨戸には板をあてたりクギづけにするなど補強する。ガラス戸はセロテープを×状にはっておくと割れにくい。また、ゴザやむしろでおおっても効果的です。

②窓の内側にカンヌキを渡して窓わくがしっかりの下にかくれるようにした方が安全です。

③煙突やテレビのアンテナは倒れないよう針金で支線をとる。

④家のまわりや農地、ため池の排水路の手入れをする。

⑤いざというときの避難場所について、あらかじめ決めておく。

風雨が強まってきたら

①台風情報は次々に更新されます。深夜でもテレビやラジオで放送されるので必ず聞くこと。

②停電が予想されるので懐中電灯やローソクを用意する。とくに懐中電灯はヒモをつけて首にかけられるようにすると何かと便利でしょう。

③老人や子ども、病人のために安全な場所を確保する。家屋の倒れる心配のあるときは屋外に逃げるよりも、家の中にいて机や家具の下にかくれるようにした方が安全です。

④乳幼児のため水や湯を水筒などにつめておく。

⑤火の元に注意し、ガスの元せんは必ずしめる。

⑥消防団や警察官の指示は良く守ることが安全。

⑦単独行動はさけ必ず二人以上で行動する。

台風は非常に恐しいものですが、じゅうぶんな備えと心得があれば被害を小さくすることができます。たえず台風情報を聞いて落ちついた行動をしてください。

米の生産調整
奨励補助金は八百八十万円
今月中ごろに交付予定

米の生産過剰に対する緊急措置として実施されてきた〝生産調整〟は、八月一日現在で現地を確認した結果によると最終的には別表のとおりとなりました。

これによると減反した農家は三百二十九戸、面積は目標を四九%上まわる二八・九九ヘクタールとなり、数量にすると約百九トン（千八百十七俵）で、平均基準収量は三百七十七キロということになります。

また、これに対する奨励補助金は総額八百八十五万円となっており、一戸当たりにすると二万六千九百十五円になります。

この事業の内容はいま農林省で審査中ですが、これが確定する補助金は九月中旬ごろに、受領代理人である各農協を通じ、対象農家の貯金口座に振り込まれることになっています。

なお、調整水田をブルーザで地目変換し、水深三十センチ以上の養鯉池に転用したときは、農地法の規定により早めに農地転用の手続きを行なってください。

生産調整の地区別実績

	農家数	調整面積 休耕	養鯉池 水深30センチ未満	養鯉池 水深30センチ以上	計	調整数量	奨励補助金
	戸	アール	アール	アール	アール	キロ	千円
種苧原	106	448	432	−	880	33,789	2,737
虫亀	26	160	86	−	245	8,966	726
南平	60	103	405	−	508	19,023	1,541
竹沢	79	67	538	166	771	29,807	2,414
東竹沢	58	64	430	−	494	17,738	1,437
計	329	842	1,891	166	2,899	109,323	8,855

※大久保は南平に含む

竹沢チームが逆転優勝
楽しかった総合レクリエーション

優勝杯を受ける竹沢チーム代表

村民親善の総合レクリエーション大会は八月二十二日虫亀で開かれました。

快晴に恵まれ絶好のコンディションのもとに約五百人が参加し、ブロック対抗競技、敬場対抗レース、また盆おどりと終日健康的な躍動と声援のなかで盛大に行なわれ、村民の親善融和と体力づくりに大きな成果をあげました。

五つのブロック代表選手は老さも吹きとばす熱戦を展開、応援席も中間得点の発表に一喜一憂。得点最終種目の卓球では竹沢チームが地元虫亀チームを破り小差で逆転し、優勝杯を獲得するなど最後まではげしい得点争いが続きました。

大会最後は恒例になった盆おどり、右に左にゆれる大きな輪にはげしかったレースも忘れさせ、なごやかな協力と融和の姿が表現され、参加者の胸にさわやかな感動を与えました。

すべてが終り帰途につくころには、ひそかな夕風のそよぎにも秋の気配がしみじみと感じられ、喜びの収穫期が近いことを知らせていました。入賞順位は次のとおりです。

総合優勝　竹沢公民館
準優勝　虫亀公民館
三位　東竹沢公民館

カメラスケッチ

二丁野部落にある白髭神社再建10周年記念と参道の石段の完成式が行なわれ関係者は喜んでいます。

同神社は二丁野、下村両部落の〝鎮守神〟で数百年の歴史を有しており、79段を数える石段は二丁野部落の星野米一さんが寄進され、さる8月16日の夏祭りの日に通り初めの式が盛大に行なわれたものです。

農村の将来はどうなる
14日に講演会

近年、産業界の技術革新などにより経済は高度成長し、これにともない社会はめまぐるしく変ぼうしています。とりわけ農山村は過疎現象が著しく、また農業をとりまく諸情勢も大きく変化しつつあります。

自分の住む部落や村が将来どうなるのか――山間地農業はどうなるのか――私たちは大きな不安をいだいています。

そこで、これらの問題点をさぐり、将来に生きる指針にしたいと〝農山村の将来はどうなるか〟をテーマに講演会を開催することになりました。講師は本紙「山古志よもやま」の筆者、監物軍治さんのお骨折りで東京・武蔵美術大学の宮本常一教授をお招きすることになっています。多数のご聴講をお待ちしています。

○日時　九月十四日（月）午後一時から
○会場　池谷小
○演題　農山村の将来はどうなるか
○講師　東京・武蔵美術大学　宮本常一教授
講師紹介＝東京・府中市に在住、民俗学者、農山漁村の研究が深く離島振興法の生みの親であり、本村植木で撮影した映画「日本の詩情・雪の中に生きる」の監修者でもあります。著書には「山に生きる人々」「村のなりたち」などがあります。

おわび

八月号の「農林水産業振興資金一覧表」のうち、利子補給率、市町村欄の「以上」は「以内」の誤りでしたので訂正します。

山古志よもやま

古文書の話　監物軍治

(11)

正保の検地は三代将軍家光のとき、江戸封建制度の時代である。その当時の社会は農業生産が経済基盤の主体となっていた。このため、貢税をとるためには田畑の面積を検地は厳重をきわめたという。

秀吉は「検地について不届者があれば一郷も二郷もなぜ切りにせよ、六十余洲の奥、海は檜（ろ）かいの続く限り念入りにせよ……」という名言を出して検地は強行し――山の奥に、海は檜（ろ）かいの続く限り念入りにせよ……」という名言を出して検地は強行しているこのように秀吉に限り硬厳密な方針がとられた。「百姓の進退きわまる所」ということわれ、検地の沙汰があるとと「衆農おそれおののく」とあり、いかに農民が検地を恐れていたかが想像できる。

目につかぬ山奥の峠を越えた谷底や盆地を苦心して開こんしたら、いくばくもならずして検地されたという笑えぬ話が伝わっている。ここにも幕府の監察制度や密告制度の手がのびていたものであった。

この時代の農民はまことにみじめであった。自分の生活を楽しむ余裕はなく、牛馬のごとく牛馬とともに働かされ、幾多の法令に身の自由をうばわれていた。

農は国の大元であると説かれながら百姓はさながら動物扱いであった。「百姓は愚か者に候えば……」とか「百姓は分別もなく」という言葉は古い書物や手紙の随所に出てくる。百姓を人間として尊重する意志などを毛頭なかったように思えるほどである。そのうえ、獲れた米の大半は貢税として徴収され「百姓食の儀は雑穀を用い米多く食べらざるよう」にと命ぜられていた。

このように百姓が一粒の米すらも余裕を見られないようにする検地には、六尺三寸四方を一坪とした大閣検地、六尺一寸四方を一坪とした幕府の検地条例があり、田畑一筆ごとに調査し等級を上上、中下などに分けて面積を測量して石盛を記し、それを一村ごとにまとめた台帳が〝検地帳〟であった。農地法施行時の一筆調査に似ているともいえるものである。

この検地帳のいわば古いものが山古志村では約三百二十年前の正保四年のものである。